

伊都薬剤師会 服薬支援ロボ貸出 申込について

伊都薬剤師会では、在宅医療・介護連携支援事業の一つとして、服薬管理・支援事業を行います。服薬管理・支援事業とは服薬支援ロボを活用することで自己管理服用を促すとともに服薬コンプライアンス（誤服用や飲み忘れ等）を改善し、家族や関係者の負担軽減になればと計画いたしました。是非お役立てください。

在宅において服薬管理・支援器（服薬支援ロボ）の利用をご希望される場合の手続きは以下の通りです。



貸出対象者：① 橋本保健所管内在住

- ② 服薬管理に問題があり、服薬管理・支援器を使用することで本人・家族の QOL 向上が期待されると思われるケース
- ③ 院外処方又は院外処方に変更可能な方

申込方法：

伊都薬剤師会 HP または

橋本・伊都在宅医療・介護連携支援センター（以下、サポセン）HP

でお薬相談シート②（服薬支援ロボ検討依頼用）をダウンロードし、記載後メールでサポセンに送信してください。

お薬相談シート②の申込者（以下、関係者）と主治医、サポセンと協議の結果服薬支援ロボ使用の決定をします。

採用決定後、担当調剤薬局（以下、かかりつけ薬局）には、伊都薬剤師会相談担当者から採用の有無を連絡いたします。関係者は服薬支援ロボ申込用紙を上記 HP からダウンロードし、必要事項を記載。患者・家族等に必要事項を説明・了解を得た上で、サポセンにメールしてください。申し込み用紙原本は、かかりつけ薬局へお渡しください。貸出開始日等訪問までに必要な相談事項はかかりつけ薬局から関係者に連絡しますが、できればお互いに連絡を取り合ってください。貸出終了後、継続使用を希望される場合は薬剤師にご相談ください。

注意事項：

- ① 貸出使用期間：3 か月
- ② 機械使用料：3 か月間は無料
- ③ 使用開始にあたり院外処方・1 包化・服薬支援料等に係る費用は本人負担となります
- ④ 貸出開始については、患者様の残薬量等調査後、医師と相談のうえ決定します。複数の医療機関がある場合、処方日等の調節が必要となりますので、多少予定日の変更が生じる場合があります。
- ⑤ 医療機関で院内処方のみの場合や、複数の薬局をご利用の場合は、関係者が本人または家族様のご意向を確認の上、かかりつけ薬局を決定しお薬相談シート②に追記してください。決まらない場合はサポセンにご相談ください。
- ⑥ 貸出期間終了後、継続使用を希望される場合は、患者・家族・関係者等から薬剤師にご相談ください。
- ⑦ 貸出中の機械の故障や不具合につきましては、かかりつけ薬局に連絡してください。
- ⑧ 夜間・土曜の午後・休日の対応はできません。但し休日であっても、服薬ができない等何らかの問題が生じた時は、薬局の緊急連絡先に電話してください。
- ⑨ 台数に限り（3 台）がありますので、待機期間が発生することがあります。

全体の流れ

- ① 申込者、主にケアマネ等関係者（以下、関係者）
お薬相談シート②服薬支援ロボ検討依頼用紙記載
- ② 橋本・伊都在宅医療・介護連携支援センター（以下、サポセン）へメール
- ③ 医療機関で院内処方のみの場合や、複数の薬局を利用の場合は、関係者が本人または家族様のご意向を確認の上、担当調剤薬局（以下、かかりつけ薬局）を決定しお薬相談シート②に追記。決まらない場合はサポセンに相談
- ④ サポセン・関係者は、主治医に「お伺い文書」を持参し、事業説明。了解後、サポセンから伊都薬剤師会相談担当者（以下、相談担当者）にお薬相談シート②送信
- ⑤ 関係者は、服薬支援ロボ申込用紙に必要事項を記載（本人・家族には説明の上、了解を得てサインをもらう）後、サポセンへメール
サポセンから相談担当者に服薬支援ロボ申込用紙送信
- ⑥ 相談担当者からかかりつけ薬局に当事業担当になったこと連絡
サポセンからロボ届く
- ⑦ かかりつけ薬局は、関係者からお薬相談シート②と服薬支援ロボ申込用紙の原本を受け取る
- ⑧ かかりつけ薬局は、本人・家族、関係者、医師に連絡をし、必要事項の相談
主治医への初回面談は関係者が調整を行う。（病院は地域連携室経由）
訪問日も関係各所（本人・関係者・医師等）に連絡しておく。
- ⑨ かかりつけ薬局は、サポセンに開始予定日または予定週をメール送信
サポセンは、かかりつけ薬局と関係者にモニタリング用紙送信
- ⑩ 初回お宅訪問は関係者とかかりつけ薬局と一緒に訪問し使用開始
訪問は原則週 1 回行う。但し休日の関係で変わる場合がある
- ⑪ 3 か月経過時にかかりつけ薬局がロボを引き取り除菌
- ⑫ 関係者、かかりつけ薬局はモニタリング用紙をサポセンに送信
- ⑬ サポセンから相談担当者へモニタリング用紙送信

* 薬剤師の皆様へ

- ① 相談担当者から服薬支援ロボ（以下、ロボ）のかかりつけ薬局であること報告
サポセンからロボお届け。お届け時にロボ管理シートチェック
- ② お薬相談シート②の申込者：主にケアマネ（以下、関係者）からお薬相談シート②・
ロボ貸出申し込み書の原本を受け取る
↓
かかりつけ薬局は患者や関係者に連絡し、事象（挨拶を含め必要事項）の相談を行う
とともに主治医との面談日を設定する。関係者を通じては主治医に訪問相談の日時設
定を依頼（病院は地域連携室経由）
↓
- ③ かかりつけ薬局はロボ開始前に本人のご宅へ訪問し、残薬や服薬状況・ロボ設置環境
等必要事項を調査
↓
- ④ かかりつけ薬局は、サポセンに開始予定日または予定週をメール送信
モニタリング用紙とロボ薬剤師訪問報告書が返信される
↓
- ⑤ 関係者・かかりつけ薬局とともに主治医に相談（できるだけ3者同日に行う）
院外処方・一包化支持・開始時期等も含めて相談
↓
- ⑥ 初回のみ関係者・かかりつけ薬局はともに訪問し使用開始
↓
- ⑦ 訪問は週1回、薬の設置を行う。同時に在宅訪問服薬指導に必要な事項（服薬状況・
残薬・副作用・体調チェック等）を調査し、毎回薬歴に記載
↓
- ⑧ 調査内容は必要時主治医・関係者・本人（家族等）に報告
↓
- ⑨ 貸し出し終了後ロボ引き上げ、消毒
↓
- ⑩ ロボ管理シートチェックしサポセンに返却先を電話で確認
↓
- ⑪ かかりつけ薬局は終了時モニタリング用紙を記載しサポセンへメールする
服薬支援ロボ薬剤師訪問報告書を伊都薬剤師会長に Fax する

注意事項

- ①返却後の服薬支援ロボの本体や薬カセット等は感染対策として必ず次亜塩素酸Na又は
消毒用エタノールで清拭しておいてください。
- ②服薬支援ロボは不使用時、伊都薬剤師会会館2Fに置いています。
- ③通常使用中にロボが故障したときは、サポセンに報告後、担当薬剤師がレンタル会社
に直接連絡をし、代替品の手配を行う。予備がある場合は利用者に不便のないように
活用する。サポセンから会長に報告を行い、修理の手続きを行う。
- ④メーカー保証対象外のカセットやピルケースの紛失や破損等についても、サポセンに
連絡。サポセンから会長に報告を行う。予備がある場合は利用者に不便のないように
活用する。その場合の修理や備品購入についても会長の指示に従う。

必要な費用はサポセン事業の薬剤師会予算で賄う。（参考）服薬支援ロボのメーカー保証については、最初の 1 年間機械の不具合による故障のみ交換等の対象になる。使用者の取り扱いに関連した故障については、保証はない。カセットやピルケースは 1 年目から補償されていない。



橋本・伊都 在宅医療・介護連携支援センター

担当：谷川聖子

E-mail：itosaposen@ito-med.or.jp

TEL：080-2520-6078（平日 11 時～16 時）

FAX：0736-33-1924